

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
30	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
舞鶴市は、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
舞鶴市長

公表日
令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者が提出する特例申請書を收受・保管し、申請書の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	マイナンバー管理システムおよびワンストップ特例支援ツールによる管理
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税ワンストップ特例申請情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	① 番号法第9条第1項及び別表24の項 ② 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業振興部ふるさと応援課
②所属長の役職名	ふるさと応援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	舞鶴市総務部総務課 〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話 0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	舞鶴市産業振興部ふるさと応援課 〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話 0773-66-1085
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去 1 年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない（入手） [☐] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	複数人で確認作業を行うことにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。以上により、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底するとともに、システムアクセス権限のある者は、IDやパスワード等を適切に管理している。以上により対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	舞鶴市産業振興部観光まちづくり室観光振興課 〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話 0773-66-1023	舞鶴市産業振興部観光まちづくり室観光振興課 〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話 0773-66-1024	事後	
令和5年12月15日	1.対象人数 いつの時点の係数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2.取扱者数 いつの時点の係数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和7年03月14日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第1項及び別表第一16の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	①番号法第9条第1項及び別表24の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
令和7年03月14日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①産業振興部観光まちづくり室観光振興課 ②観光まちづくり室長	①産業振興部ふるさと応援課 ②ふるさと応援課長	事後	
令和7年03月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	舞鶴市産業振興部観光まちづくり室観光振興課 〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話 0773-66-1024	舞鶴市産業振興部ふるさと応援課 〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話 0773-66-1085	事後	
令和7年03月14日	1.対象人数 いつの時点の係数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日	事後	
令和7年03月14日	2.取扱者数 いつの時点の係数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日	事後	
令和7年03月14日	8.人手を介在させる作業 ①人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か ②判断の根拠	—	①十分である ②複数人で確認作業を行うことにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 以上により、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年03月14日	11.最も優先度が高いと考えられる対策 ①最も優先度が高いと考えられる対策 ②当該対策は十分か【再掲】 ③判断の根拠	—	① 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ②十分である ③特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底するとともに、システムアクセス権限のある者は、IDやパスワード等を適切に管理している。 以上により対策は「十分である」と考えられる。	事後	